

議第7号

高山市職員定数条例の一部を改正する条例について

高山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

職員定数の見直しを行うため改正しようとする。

高山市職員定数条例の一部を改正する条例

高山市職員定数条例（昭和37年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|------------|---|------------|
| 別表（第2条関係） 職員定数表 | | 別表（第2条関係） 職員定数表 | |
| 事務部局別 | 定数（人） | 事務部局別 | 定数（人） |
| 1（略） | | 1（略） | |
| 2 市長の事務部局の職員 | <u>693</u> | 2 市長の事務部局の職員 | <u>593</u> |
| 3 地方自治法第252条の17の規定により飛騨農業共済事務組合へ派遣する職員 | <u>4</u> | 3 地方自治法第252条の17の規定により <u>他の</u> 地方公共団体へ派遣する職員 | <u>10</u> |
| 4 地方自治法第252条の17の規定により古川国府給食センター利用組合へ派遣する職員 | <u>5</u> | | |
| 5 地方自治法第252条の17の規定により <u>他の</u> 普通地方公共団体へ派遣する職員 | <u>3</u> | | |
| 6 公営企業の事務部局の職員 | <u>25</u> | 4 公営企業の事務部局の職員 | <u>28</u> |
| 7・8（略） | | 5・6（略） | |
| 9 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 | <u>81</u> | 7 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 | <u>63</u> |
| 10・11（略） | | 8・9（略） | |

| | |
|---------------------------|------------|
| <u>12</u> 消防長の事務部局の 職員 | <u>152</u> |
| 合計 | <u>980</u> |

| | |
|---------------------------|------------|
| <u>10</u> 消防長の事務部局の 職員 | <u>149</u> |
| 合計 | <u>860</u> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。